

市長コラム

心からお詫び申し上げます

10月3日に起こった六十谷水管橋破損により、多くの皆様に大変なご不便とご迷惑をおかけし、心からお詫び申し上げます。仮復旧に当たっては、国・県のご協力と工事関係者の方々の不眠不休の工事。陸上自衛隊をはじめ、全国の自治体から続々と支援に駆け付けてくれた給水車と、重いポリタンクまで運んでくれるなどの献身的な活動。ボランティアの方々や、消防団など地域の方々による来場者誘導などのお手伝いや、民間会社や近隣市町などからは、物資や給水場所の提供、温泉施設の無償提供もいただくなど、たくさんのご支援ご協力が厚くお礼申し上げます。また、夜中、市役所の西玄関に、「和歌山 がんばれ!」という温かいメッセージとともに、県外から自家用車にいっぱいペットボトルの水を届けてくれたりする場面もありました。本当に胸が熱くなり

ます。そして、全地域に水が行き渡るまで節水にご協力いただいた皆様のおかげで、断水から6日目に全エリアでの給水を開始できました。

今回の原因については検証を徹底的に行うとともに、早期の復旧に努めてまいります。水道は、法律により利用料金で成り立っている独立採算制の、公益施設。一方、道路や建物などの公共施設は、これまでその老朽対策や耐震化を、国の補助で進めてきました。生活に必須のライフラインである水道の老朽対策を、公益施設として料金収入だけで進めるには限界があり、国に対しても支援制度の拡大を強く求め、一日も早い本格復旧を進めます。さらに複線化での送水、あるいは北部地域への新浄水場建設など抜本的な代替機能（リダンダンシー）の確保が必要だと考えています。



和歌山市長 尾花 正啓

11月3日は「和歌山市民憲章」の制定日です

市民生活課 ☎ 435-1045

市民憲章碑



▲市役所本庁舎玄関前

和歌山市内には市民憲章を刻んだ市民憲章碑が建てられています。お近くで見かけたら、ぜひ足を止めてゆっくりご覧になってください。



河南総合体育館前▶

市民憲章のはじまり

和歌山市民憲章は、市民が愛唱し、実行できる身近な誓い・合言葉として昭和41年11月3日に制定されました。

市民憲章は、一人ひとりの心がまえを定めたものです。私たちのまちを魅力あるまちとするためにも、憲章を生活の様々な場面で想起し、職場や学校で唱和しましょう。

和歌山市民憲章 (昭和41年11月3日制定)

自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
互いにたすけあい、希望にみちたまちをつくりましょう。
きめごとを守り、人に迷惑をかけない市民になりましょう。
仕事に誇りをもち、たくましい市民になりましょう。
教養を高め、視野の広い市民になりましょう。

今月の題字、私が制作しました



市立和歌山高等学校デザイン表現科2年 堀之内 康介さん

秋なので、落ち葉などが積もってさまざまな色が重なっていく感じを意識しました。

広告 市財政収入の一部に寄与することを目的とし、一般の広告を掲載しています。広告主・広告内容は、市が推奨するものではありません。

市財政収入の一部に寄与することを目的とし、一般の広告を掲載しています。